

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

瀬戸内の温暖で穏やかな気候に恵まれ、日本最古といわれる道後温泉や美しい姿を誇る松山城などの歴史的・文化的資源を有し、正岡子規をはじめとする多くの俳人などを輩出する松山市には、機械、繊維及び化学製品を中心とした製造業、四国最大規模の商業集積地である旧市街を中心とした商業・サービス業、道後温泉を中心とした観光産業、かんきつ類の生産を中心とした農林水産業など幅広い産業が集積しており、現在も県内最大の人口約51万人を誇る愛媛の県都である。

人口構造については、年齢3区分別の人口をみると、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）の割合が低下している一方で、老年人口（65歳以上）の割合は上昇している。このような少子高齢化の進展などにより、近年人口が減少しており、今後も減少傾向で推移すると見込んでいる。

また、市内企業の9割以上を占める中小企業数についても減少傾向にあり、さらに人手不足、後継者不足等の課題にも直面している。現状を放置すると長い歴史を経て形成された市内の産業基盤が失われかねない状況である。

このような中、松山市中小企業振興計画に基づき、資金調達支援、利子補給、人材育成支援等の独自の中小企業振興施策を講じてきたが、引き続き市内中小企業の生産性の抜本的な向上により、人手不足等に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていこうとする取り組みを支援していくことは、喫緊の課題である。

(2) 目標

生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、県内で最も設備投資が活発な自治体の1つとなり、中四国の中核都市として更に経済発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に300件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

松山市の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が市内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、松山市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

松山市の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が市内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から3年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

・人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

・公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

(備考)

用紙の大きさは日本工業規格A4とする。